

4 . 水先料金の上限認可額（抜粋）

国土交通省海事局海技資格課

TEL 03-5253-8111（大代表）

平成 24 年 2 月 10 日公示

平成 26 年 2 月 10 日一部改正

平成 28 年 12 月 21 日一部改正

令和元年 9 月 4 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日現在

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる 100 分の 110 に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに（1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
2 2 人の水先人が交代で 8 時間以上引き続き水先をする場合			別表に定める水先料の額にその 100 分の 10 に相当する額を加えた額
3 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
4 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合			別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表

の水先料の額(前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額)とする。

- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先

- 4 2人の水先人が共同で水先をする場合(操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。)におけるそれぞれの水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第2項の表2及び4の割増額を除く。)からその100分の15(法第35条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあっては100分の25)に相当する額を減じた額とする。
- 5 法第35条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶(海上運送法第19条の4第1項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。)であって、同一の水先区における1日の航海の回数が1年間(整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。)を通じて平均1回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第2項の表4の割増額を除く。)からその100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5400円の100分の110に相当する額(第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分毎に5400円)を加えた額とする。

水先区 の 名 称	水先料（単位：円）				日没から日出までの間において水先をする場合		
	日出から日没までの間において水先をする場合					えい航される船舶の場合	
	えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合			
	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合						
	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合		総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合				
基本料		加算額					
大 阪 湾 水 先 区	友ヶ島沖と和田岬沖との間の航行	①89,638 ②45,365	1,809	総トン数千トン（千トンに満たないものは千トンとする。）を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル（30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。）を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額	
	友ヶ島沖と阪神港神戸区の境界付近との間の航行	①96,782 ②52,509	2,077				
	友ヶ島沖と阪神港大阪区の境界付近との間の航行	①102,140 ②57,867	2,278				
	友ヶ島沖と阪神港堺泉北区の境界付近との間の航行	①96,782 ②52,509	2,077				
	友ヶ島沖と阪南港の境界付近との間の航行	①94,996 ②50,723	2,010				
	和田岬沖と阪南港の境界付近との間の航行	①63,788 ②19,515	838				
	水先区内の各港（阪神港及び阪南港を除く。）への入港又は水先区内の各港（阪神港及び阪南港を除く。）からの出港	①69,898 ②25,625	1,060				
	阪南港への入港又は同港からの出港	①71,684 ②27,411	1,127				
	水先区内の各港内における転びょう（阪神港及び阪南港第1区と同港第3区との間におけるものを除く。）	①69,898 ②25,625	1,060				
	阪南港第1区と同港第3区との間における転びょう	①78,828 ②34,555	1,395				
	阪神港神戸区の境界付近と同港大阪区の境界付近との間の航行	①17,110 ②8,686	374				
	水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離1海里ごとに、1,800円の料率によって計算した額に1,123円を加えた額	水先の距離1海里ごとに、68円の料率によって計算した額				

水先区 の 名 称	水先料（単位：円）				日没から日出までの間において水先をする場合		
	日出から日没までの間において水先をする場合					えい航される船舶の場合	
	えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合			
	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合						
	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合		総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合				
基本料		加算額					
大 阪 湾 水 先 区	阪神港神戸区第1区への入港又は同港神戸区第1区からの出港	①38,542 ②30,118	1,152	総トン数千トン（千トンに満たないものは千トンとする。）を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル（30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。）を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合は基本額又は基本料の額（以下「基本料の額」という。）の100分の180に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額	
	阪神港神戸区第2区（第6防波堤、同防波堤東端から164度に第6区境界線まで引いた線、同地点からポートアイランド第2期埋立地南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域（以下この項において「南西水域」という。）を除く。）、第3区若しくは第6区への入港又は同港神戸区第2区（南西水域を除く。）、第3区若しくは第6区からの出港	①42,114 ②33,690	1,288				
	阪神港神戸区第2区（南西水域に限る。）への入港又は同港神戸区第2区（南西水域に限る。）からの出港	①35,816 ②27,392	1,050				
	阪神港神戸区第4区若しくは第5区への入港又は同港神戸区第4区若しくは第5区からの出港	①36,756 ②28,332	1,084				
	阪神港神戸区第1区と同港神戸区第2区又は第3区との間における転びよう	①54,710 ②46,286	1,764				
	阪神港神戸区第1区と同港神戸区第4区又は第5区との間における転びよう	①38,542 ②30,118	1,152				
	阪神港神戸区第1区と同港神戸区第6区との間における転びよう	①42,960 ②34,536	1,322				
	阪神港神戸区第2区と同港神戸区第3区との間における転びよう	①51,044 ②42,620	1,628				
	阪神港神戸区第2区又は第3区と同港神戸区第4区又は第5区との間における転びよう	①45,686 ②37,262	1,424				
	阪神港神戸区第2区又は第3区と同港神戸区第6区との間における転びよう	①42,114 ②33,690	1,288				
阪神港神戸区第4区と同港神戸区第5区との間における転びよう	①36,756 ②28,332	1,084					

水先区 の 名 称	水先料（単位：円）				日没から日出までの間において水先をする場合	
	日出から日没までの間において水先をする場合					
	えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合		えい航される船舶の場合
	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合					
	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合		総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合			
基本料	加算額					
大 阪 湾 水 先 区	阪神港神戸区第4区又は第5区と同港神戸区第6区との間における転びょう	①38,542 ②30,118	1,152	総トン数千トン（千トンに満たないものは千トンとする。）を増すごとに加算額を増すごとに加算額を増すごとに加算額をそれぞれ基本料に加えた額	基本料又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額	
	阪神港神戸区第1区から第6区それぞれの同一区内における転びょう	①35,816 ②27,392	1,050			
	阪神港尼崎西宮芦屋区への入港又は同港尼崎西宮芦屋区からの出港	①37,602 ②29,178	1,118			
	阪神港尼崎西宮芦屋区内における転びょう	①35,816 ②27,392	1,050			
	阪神港大阪区第1区、第2区若しくは第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）への入港又は同港大阪区第1区、第2区若しくは第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）からの出港	①42,114 ②33,690	1,288			
	阪神港大阪区第4区、第5区若しくは第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）への入港又は同港大阪区第4区、第5区若しくは第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）からの出港	①39,388 ②30,964	1,186			
	阪神港大阪区の河川若しくは運河水面への入港又は同港大阪区の河川若しくは運河水面からの出港	①59,128 ②50,704	1,915			
	阪神港堺泉北区（第6区及び第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）を除く。）への入港又は同港堺泉北区（第6区及び第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）を除く。）からの出港	①41,174 ②32,750	1,254			
	阪神港堺泉北区第6区若しくは第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）への入港又は同港堺泉北区第6区若しくは第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）からの出港	①35,816 ②27,392	1,050			
	阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）と同港大阪区第4区、第5区又は第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）との間における転びょう	①44,840 ②36,416	1,390			

水先区 の 名 称	水先料（単位：円）				日没から日出までの間において水先をする場合
	日出から日没までの間において水先をする場合				
	えい航される船舶以外の船舶の場合			えい航される船舶の場合	
	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第3項に規定する二層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合		多層甲板船の場合		
	総トン数が千トン以下であり、かつ、喫水が3メートル以下である場合	基本料		加算額	
大 阪 湾 水 先 区	阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）と同港大阪区の河川又は運河水面との間における転びょう	①50,104 ②41,680	1,575	総トン数千トン（千トンに満たないものは千トンとする。）を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル（30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。）を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額
	阪神港大阪区第1区、第2区又は第3区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）内における転びょう	①35,816 ②27,392	1,050		
	阪神港大阪区第4区、第5区又は第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）と同港大阪区の河川又は運河水面との間における転びょう	①60,914 ②52,490	1,983		
	阪神港大阪区第4区、第5区又は第6区（それぞれ河川及び運河水面を除く。）内における転びょう	①42,114 ②33,690	1,288		
	阪神港大阪区の河川又は運河水面に係る同港大阪区内における転びょう	①50,104 ②41,680	1,575		
	阪神港堺泉北区（第6区及び第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）を除く。）内における転びょう	①35,816 ②27,392	1,050		
	阪神港堺泉北区第6区又は第7区（コスモ石油原油栈橋付近の水域を除く。）内における転びょう	①40,328 ②31,904	1,220		

備 考

1. この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
2. この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
3. 加算割増率は、次の算式により算出する。
$$K = \{ (3.5 / 1,000) \times L^3 - T \times 1.2 \} / 1,000$$
Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。
Lは、船舶の長さ（メートル）の値
Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値
4. この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数1万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数1万トン未満の船舶に適用する。